

京都府精神障害者ピアサポート基礎研修実施要領

1 目的

ピアサポートの専門性について、利用者と同じ目線に立って相談・助言などを行うことにより、本人の自立に向けた向上や地域生活を続ける上での不安の解消に効果があることを踏まえ、京都府におけるピアサポートへの理解の促進と多様なピアサポーターを養成することを目的として、基礎研修を実施する

2 対象者

- (1) 京都府内でピアサポート活動をしたいと考えている精神障害のある当事者
- (2) 当事者団体等で活動している当事者
- (3) 障害福祉サービス事業所、相談支援事業所等に雇用等されている障害者
なお、雇用等されている障害者は常勤、非常勤を問わず、雇用契約に基づき雇用されている者のほか、今後、雇用が見込まれる者を含むものとする。
- (4) (3) の者が所属する障害福祉サービス事業所等の管理者等、ピアサポーターと協働して支援を行う者
- (5) 保健、医療、市町村職員等
- (6) 上記(1)～(5)の対象者のうち、全日程のプログラムを受講できる者とする

3 定員

50 名（※令和 3 年度中に加算の条件を満たす事業所を優先します。）

4 内容

- (1) 日時
令和 3 年 11 月 8 日（月）13:00～16:30
令和 3 年 11 月 9 日（火）13:00～17:00
- (2) 場所
受講決定者のメールに Zoom の ID 及びパスワードを送付します。
- (3) プログラム内容
別紙参照



5 申し込み方法

下記 URL や QR コードより、必要事項を記載のうえ、10 月 11 日(月)までに申し込む
<https://forms.office.com/r/amGAWnMDzU>

6 その他

- (1) できるだけ多くの方に受講してもらうため、1 機関あたり、1 名の参加（2 対象者(3)、(4)に該当する受講者はそれぞれ 1 名ずつ）に御協力お願いいたします。
- (2) 京都府では、上記研修をピアサポート体制加算及びピアサポート実施加算の算定にあたって、令和 3 年度都道府県が認める障害者ピアサポート研修と位置づけています。
- (3) ただし、令和 6 年 3 月 31 日後に引き続き加算を算定するためには、令和 4 年度以降に実施予定の京都府ピアサポート養成専門研修の受講が必要になります。
- (4) 研修修了者に対して、生年月日、修了した研修の課程、修了年月日を記載した修了証書を交付するとともに、研修修了者の名簿を作成し管理します。
- (5) 新型コロナウイルス感染症防止対策から完全オンラインの研修とします。
- (6) 演習以外の研修内容を動画等に記録して活用します。